

測量成果のワンストップサービスについて

キーワード：ワンストップサービス
測量成果の複製及び使用
窓口の一本化
手続の合理化
手続の IT 化
自動予備審査

業務課長

鎌 田 高 造

測量成果のワンストップサービスについて

1. ワンストップサービスとは

近年、行政を効率化することの重要性が多面で指摘されるようになり、様々な改善案が示されるようになってきている。

ワンストップサービスとは、そのような改善策の一つで、いわゆる「窓口を一本化すること」に相当する。行政だけではなく、私企業においても、さまざまな手続を一カ所で一括して取り扱うことをワンストップサービスと称している場合が多い。

本稿では、国土地理院が本年度より開始した施策である測量成果の複製及び使用に関するワンストップサービスについて解説する。

2. この施策が登場する背景

国土地理院は、測量法に基づき、全ての測量の基礎となる基本測量を実施している。また、公費が投入される測量を中心に、測量の精度を確保することと、測量の重複を排除することの2点を目的として、さまざまな施策を実施している。

その一方で、近年、社会のIT化が進展し、地理空間情報活用推進基本法が制定されるなど、従来の紙地図からデジタルベースの地理空間情報へ利用の中心がシフトしてきている。また、基本測量や公共測量の測量成果を幅広く流通させ、実社会で活用されるようにするためには、これらの測量成果の複製や使用に関する承認の手続を可能な限り合理化し、利用者はもとより行政機関においても負担をかけることなく正確で使いやすい測量成果が流通するようになるべきである。

このような測量成果の流通促進については、平成18年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）でも指摘されている。そこで、国土地理院では、社会変化に的確に対応した測量行政を進めるため、法制度の見直しも含めた検討を行うことを目的として、測量行政懇談会を設置した。測量行政懇談会では、本件の関係について平成20年度まで審議が続いているが、初年度の平成18年度には概ね次のような提言がなされている。

- 1) インターネットによる測量成果の提供を促進すべきこと
- 2) 測量成果の複製承認に関する手続を合理化すべきこと
- 3) 測量成果のワンストップサービスを実現すべきこと
- 4) 個人情報保護や安全保障に配慮すべきこと

これを受けて、国土地理院では直ちにワンストップサービスシステムの構築に着手した。システムの

構築に当たっては、測量行政懇談会の上記指摘事項3)に従うのは当然であるが、併せて2)についても可能な限り配慮することとした。

以下、その詳細を報告する。

3. ワンストップサービスの考え方

3.1 基本的な考え方

これまでの測量行政では、測量成果の複製や使用に際して、手続や考え方が煩瑣（はんさ）であるという指摘を受けることがあった。

国土地理院では、それらの指摘が規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）で具体的に示されたことを受けて、測量行政懇談会を設け、外部有識者の意見も聞きつつ対応策を検討した。ワンストップサービスの考え方はこうして登場した。

実際にシステムを構築する際の基本的な考え方としては、以下の3つの観点から整理した。

3.1.1 利用者の立場から

従来、公共測量成果を利用する場合は、その公共測量を実施した測量計画機関の承認を得る必要があり、それぞれの窓口申請を提出する必要があった。これは利用者にとっては非常に面倒であった。

そこで、測量成果のワンストップサービスは、「基本測量成果、公共測量成果のいずれについても、国土地理院が設けた窓口で複製や使用の承認に係る申請が一括して実施できること」を基本的な考え方に置くこととした。

3.1.2 測量計画機関の立場から

公共測量計画機関に対して測量成果の複製及び使用に関する申請が提出された場合、当該測量計画機関では、測量法に基づいて適切に審査する必要があるが、測量計画機関の立場では、特段の事情がないかぎり、基本測量成果の複製・使用に関する審査と同様に考えれば足りるはずである。すなわち、審査においては共通部分が多いことから、審査手続の合理化が可能である。このことは、行政の効率化を進める上で重要である。

このため、審査手続を可能な限り共通化し、共通部分の透明性を向上させることで、測量計画機関が行う審査の効率化を図ることとした。

3.1.3 測量成果の複製及び使用に関する考え方から

測量成果の複製及び使用に関しては、複製物の正確さを確保することなど留意すべき点もあるが、社

会の電子化に併せて測量法の規定ぶりや運用を見直すことも、地理空間情報の活用を推進する観点からは重要である。具体的な例としては、GIS を販売する際に数値地図を抱き合わせ販売したい業者等から、有償で良いので営利販売目的のまま複製を認めるよう要望を受けたことがある。

営利販売目的のまま複製を認めるかどうかは、基本測量成果だけでなく公共測量成果の複製にも関係することがらであるので、慎重な検討が必要であるが、測量行政懇談会では、これについてもある程度まで認めることが適当であるとの指摘がなされた。

3.2 改正測量法の要点

平成 19 年 5 月に、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）や測量行政懇談会の指摘事項に呼応する形で測量法が改正された。改正測量法の内容は、昨年度の本報告会でも説明したが、念のためにワンストップサービスと関係する部分だけ再度簡潔に説明する。

第 42 条第 3 項では、公共測量を実施した測量計画機関が、その測量成果の複製及び使用に係る承認申請の受理に関する事務を国土地理院長に委託できる旨の規定が追加された。これは、ワンストップサービスの本質をなす部分である。ここで、公共測量の成果は当該公共測量を実施した測量計画機関に帰属する財産であるので、国土地理院では複製及び使用に係る承認申請の受理に関する事務は受託できるが、複製及び使用に係る承認申請の事務そのものを受託することはできない点に注意が必要である。

第 43 条では、公共測量成果の複製に関して、承認を得なければならない場合が限定されるようになった。また、もっぱら営利販売を目的としたそのまま複製を禁じていた部分が削除された。この条文の規定ぶりは、基本測量の複製を規定した第 29 条と本質的に同一である。

第 44 条では、公共測量成果の使用に関して、承認条件が明確化された。この条文の規定ぶりは、基本測量の使用を規定した第 30 条と本質的に同一である。

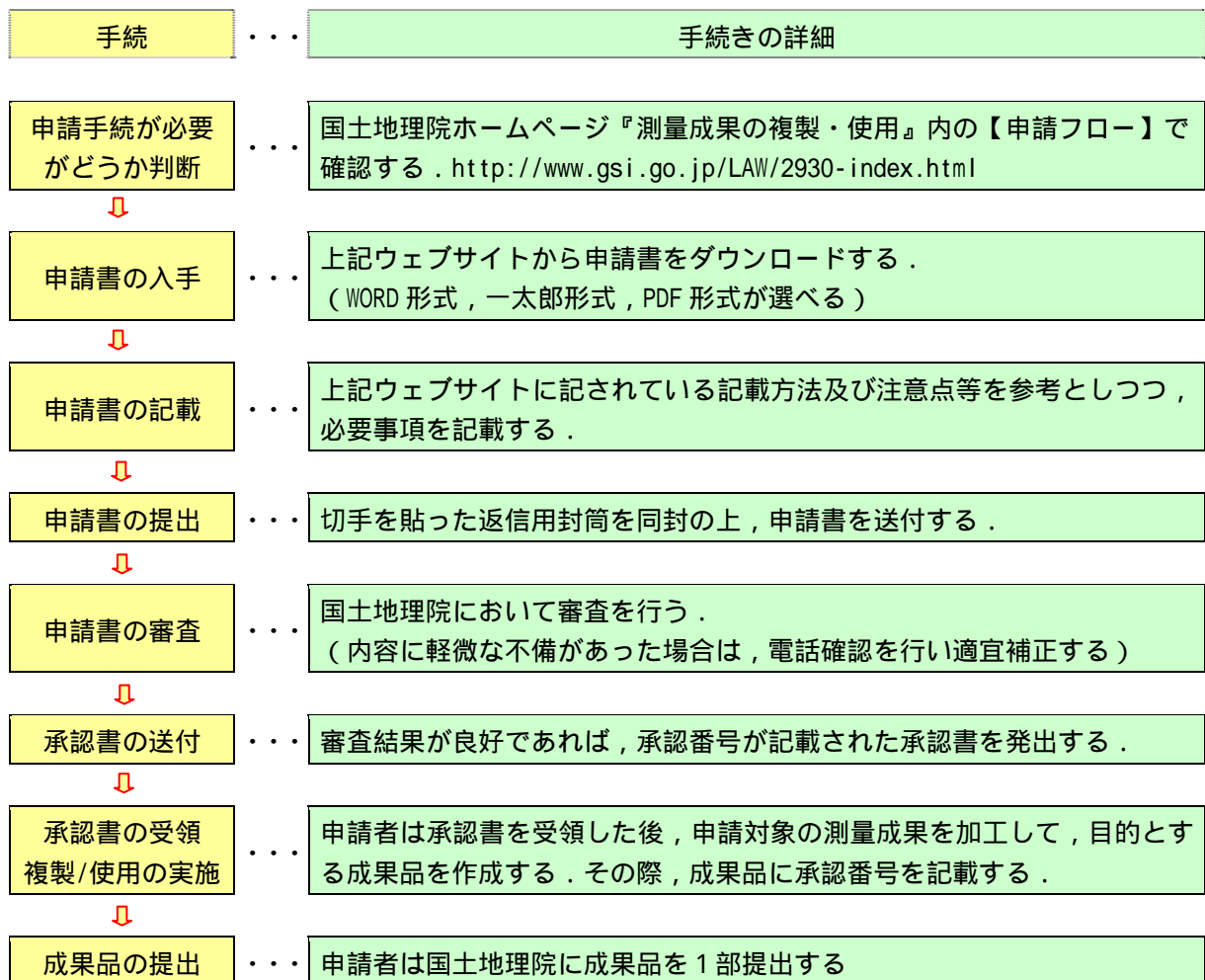


図 - 1 申請から承認までの流れ（従来の場合の、国土地理院に対する承認手続きの流れ）

3.3 システムの基本設計

システムは、上記法改正の趣旨を踏まえて設計することとした。その具体的な姿は次章で詳しく述べるが、

- ・法 42 条第 3 項では、承認事務ではなく申請の受理の事務のみが受託可能であること
- ・利用者の便宜を考慮して、できるだけ簡素な申請手続とすること
- ・公共測量計画機関の手間をできるだけ軽減すること
- ・国土地理院自身も、申請を受理することで事務量が激増しないように工夫すること

の 4 点に留意した。(図 1:前ページ, 図 2)

4. ワンストップサービスの具体的な姿

4.1 申請窓口はウェブサイト

利用者の便宜を図るために、申請窓口を国土地理院ホームページの一角に設けることとした。また、利用者に負担を強くないようにするために、旅行における宿泊施設や交通手段の予約などと同程度の手間で申請可能となるよう、システム的设计を行った。具体的には、必要事項は予め用意した選択肢を選んでもらう形とした。また、書面による申請ではなくること及びこれまでも公印の捺印を承認の条件としてこなかったことの 2 点を踏まえて、ウェブサイトでの申請に際しては、申請者の押印は省略することとした。

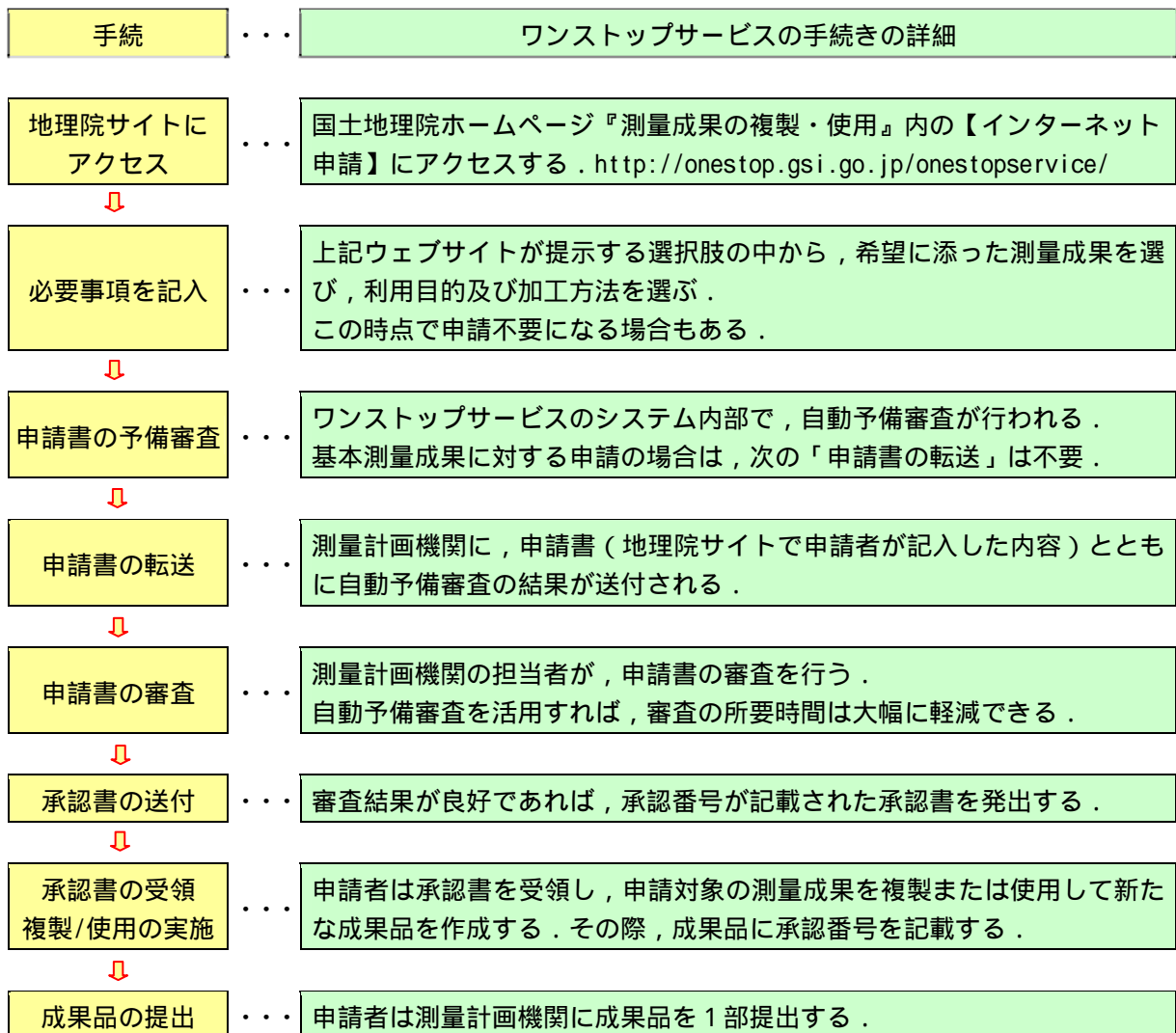


図 - 2 申請から承認までの流れ

(ワンストップサービスが利用可能な場合の、国土地理院及び測量計画機関に対する承認手続きの流れ)

代わりに、申請者には本人確認に必要な必要最小限の個人情報を申告してもらってユーザ ID とパスワードを交付することとした。申請者は、このユーザ ID によりシステムに本人であることを認証させた上で、自らが先日申請した案件について、審査その他の手続の進行状況を確認することができる。また、一旦ユーザ ID を得た後は、新たに申請を行う場合は、交付済みのユーザ ID を使用することで、申請者の個人情報を新に申告する必要がなくなり、2 回目以降の申請がさらにスピードアップされる仕組みである。もちろん、ユーザ ID の発行時に届け出た個人情報は、他の目的には使用されない。

なお、いわゆる電子申請システムは、本申請のレベルと比較して手続が煩雑で利用者も少ないことから、利用者の便宜を考慮して今回は使用しないこととした。その場合、申請者が第三者になりすますリスクは皆無ではないが、仮になりすましが発生した場合でも、承認は申請名義に対して出され、なりす

ます利益が見当たらないことから、なりすましを心配することはないものと考えている。

4.2 予備審査の一部を自動化

国土地理院で公共測量成果の複製及び使用承認に関する申請書を受理しても、そのまま公共測量計画機関に転送していたのでは、窓口は一本化されても処理時間が延びてしまうため、利用者の満足度の向上には必ずしも繋がらないおそれがある。

ところで、公共測量成果の複製及び使用承認に関する審査は、地方自治法上の自治事務であり、個々の公共測量計画機関が行うべきものではあるが、実質的な審査の内容については基本測量成果の複製及び使用承認に関する審査と共通する部分が多い。

そこで、基本測量成果の複製及び使用承認に関する審査を参考に「国土地理院の審査基準ではどうなるのか」について可能な限り自動で予備審査を行えるようにシステムを構築した。

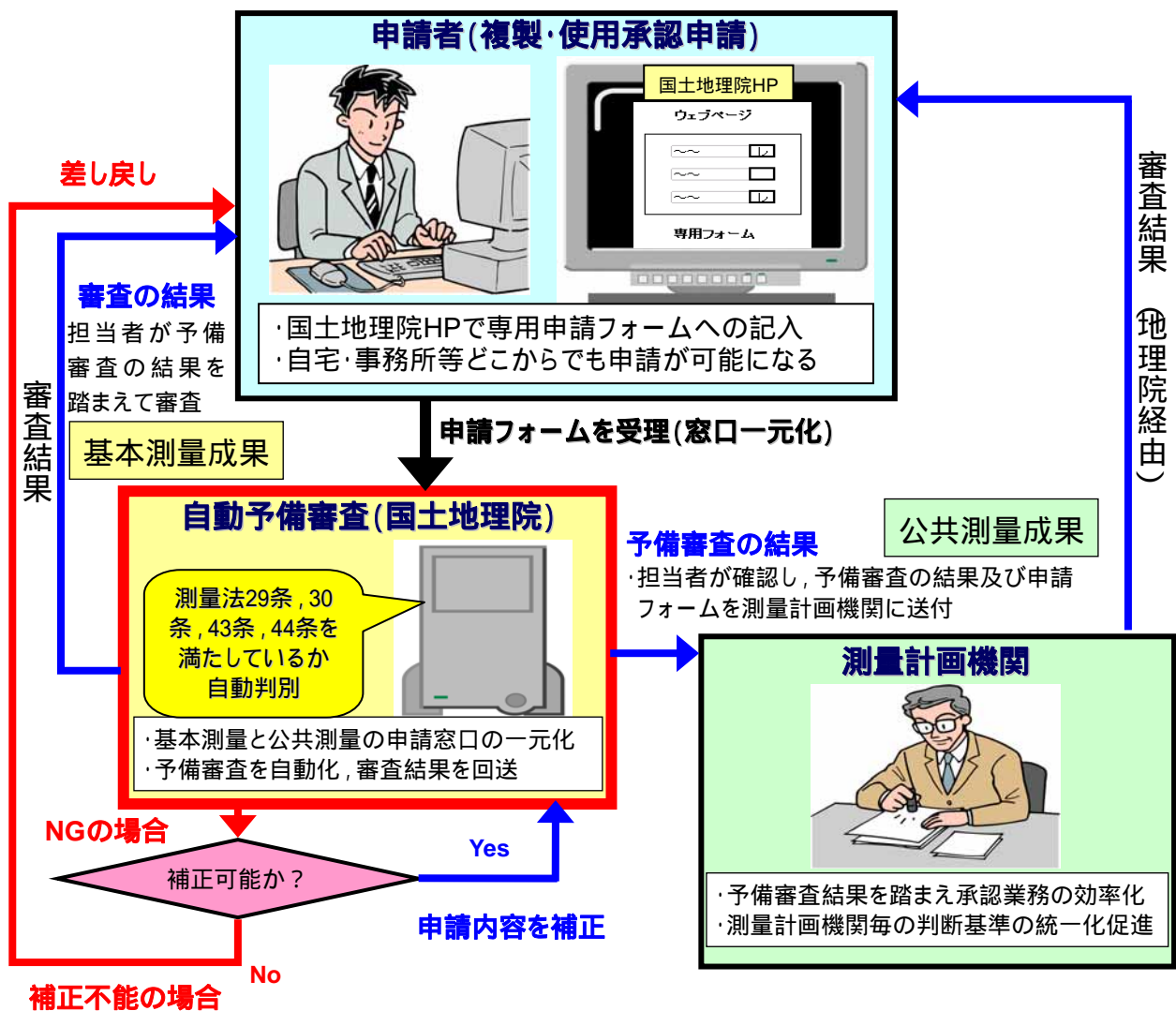


図 - 3 ワンストップサービスの概略イメージと自動予備審査

4.3 人間が判断すべき部分

ワンストップサービスが公共測量成果の複製及び使用承認に関する申請を受理した場合、国土地理院の審査基準に基づく予備審査を行うが、国土地理院で行う予備審査は公共測量計画機関が行う審査の代替とはなり得ず、あくまで公共測量計画機関が自ら審査を行うことが必要である。地方自治法上も、国土地理院が審査を代行する権限は存在しない。

従って、予備審査が終わった時点で、申請に予備審査結果を添えたものを、国土地理院から公共測量計画機関に送付することとなる。

ところで、公共測量計画機関は、自ら審査を行う際の判断材料として予備審査結果を使用することができる。特に、国土地理院の審査基準と同一の審査基準を採用する場合は実質的な審査がほぼ不要になるため、公共測量計画機関における審査事務の大幅な省力化に繋がり、結果として申請から承認までの所要日数が短縮される効果を生むこととなるものと期待している。

同様に、基本測量の場合でも、これまで人間が行っていた審査の案件についてある程度までは客観的な判断が可能であることから、予備審査を自動で実施することにより、事務の省力化に繋がることを期待している。

4.4 審査後の取扱

公共測量成果に対する申請の場合は、当該公共測量の計画機関が承認の可否を判断する。国土地理院では、公共測量計画機関の審査結果について連絡を受け、ワンストップサービスのシステムで照会可能となるよう反映することになる。

なお、ワンストップサービスのシステムと公共測量計画機関の間のやりとりは、原則として電子メールで行うことになる。公共測量計画機関の希望によっては郵送でのやりとりも可能であるが、その場合は手続に時間を要することになるため、ワンストップサービスの迅速性が発揮されなくなる恐れがある。

審査結果が公共測量計画機関から戻ってきた時点で、ワンストップサービスシステムは、申請者に結果を電子メールで通知する。これで申請手続は完了する。

5. 今後の目標

5.1 参加団体をできるだけ増やすために

今回開発したワンストップサービスのシステムは、できるだけ多くの測量計画機関に利用してもらうことが重要である。利用者の便宜を図るためには、地理院で受理可能な公共測量成果の種類ができるだけ

多数に亘るほうが望ましい。このため、国土地理院ではワンストップサービスを利用した測量成果の複製及び使用に関する申請受理事務を国土地理院に委託するよう、広く呼びかけているところである。

5.2 測量標の使用承認

今回開発したワンストップサービスのシステムでは、測量成果の複製及び使用について、申請窓口を一本化するとともに、承認手続の省力化を図ったものである。

ところで、基準点測量を行う場合は、測量成果(成果表の値)を使用するほか、測量標を使用する。従って、国家基準点を使用する場合は、法26条の申請に加えて本来は法30条の申請が必要である。これを受けて、法26条(公共測量の場合は法39条も併用)の手続もワンストップサービスで取り扱えないか、との指摘があった。

現行のシステムでは直ちに取り扱うことはできないが、基準点成果の使用申請を基準点(測量標)の使用申請と一括して取り扱えるようにシステムを改良することは不可能ではないと考えられる。国家基準点の場合は、基準点GISに内蔵されているDBに成果の利用可否(測量標が正常に利用可能か、また、災害その他で成果異常が発生していないか)に関する情報も保有していることから、このDBにアクセスすることで、自動的に予備審査可能である。

公共基準点の場合は、現行の測量法では国土地理院が測量標の使用承認に関する申請の受理に関する事務を受託できるようになっていないため、このままでは対応できないが、基準点測量成果の使用に関しては、国家基準点の場合と同様に基準点GISに登録されているものについては予備審査可能になる。そこで、成果の使用申請に係る予備審査結果が「承認することが適当である」と認められた場合に、測量標についても「使用を承認することが適当である」ものとして公共測量計画機関に連絡することは可能であると考えられる。公共測量計画機関においては、その予備審査結果を踏まえて自ら判断する点は、地図類の使用承認の場合と本質的に同じである。

このように考えて、今年度は基準点についても申請を受理可能となるよう、システムを改良する方針である。

5.3 複製及び使用に関する規定の見直し

平成19年度の測量法改正により、複製及び使用に関する規定はかなり合理化されたところであるが、今回ワンストップサービスのシステムを開発してみて、その解釈や運用にはまだ改良の余地があるよう

に感じられた。

利用者の便宜を図り、また、予備審査及び審査の合理化・高速化を進めるためにも、複製及び使用に関する規定についてはさらなる見直しを検討したいと考える。

6．終わりに

測量成果の複製及び使用について、窓口を一本化するとともに、IT を駆使して審査を合理化かつ高速

化できるシステムとして、ワンストップサービスを紹介した。

国土地理院では、このシステムの普及に努めるとともに、今後も手続の合理化、省力化、高速化を進め、これらを通じて地理空間情報が一層活用される社会の実現に向けて努力する考えである。

参 考 文 献

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）。

測量新時代に対応した測量行政のあるべき姿について - 平成18年度報告書 - ，平成19年3月，測量行政懇談会

測量新時代に対応した測量行政のあるべき姿について - 平成19年度報告書 - 「測量成果の活用に関する提言書」，平成20年3月，測量行政懇談会。

測量法の一部を改正する法律案関係資料，平成19年3月，国土交通省。